

平成25年12月25日

大阪地方裁判所第23民事部合議係御中

## 陳述書

原告 大洋リアルエステート株式会社  
代表者代表取締役 堀内正雄

### 略歴

私は昭和30年京都府宇治市にて株式会社宇治川製茶本店を設立し、昭和36年子会社と逆さま合併し、その後会社は、幾多の合併、商号変更を経て現在名の大洋リアルエステート株式会社となりました。海外事業の合理化と健全化の為、当時私が所有していた同社株式は全株を平成の初め頃、外国資本に譲渡し、以降も引き続き海外株主やその支援者より経営を依頼され同社の日本代表を務めています（一時、特別顧問の期間がありました）。

平成19年三菱地所の実質連結子会社（御堂筋共同ビル開発特定目的会社）に土地をリースし優先出資したことが原因で、三菱地所は自社の目的を達すべく当社への営業妨害とも受け取れるあらゆる行動を取り、その為、当社は日本国内での正常な業務は困難となり、残っていた日本での資産も本件で三菱地所とトラブルになっている土地を除き全てを2~3年前に売却し、社員もわずか一人となりました。被告鹿島建設は三菱地所の指示で動き同社に協力して、原告を悪者に仕立て原告を行詰らせ、原告の土地を二束三文で取り上げることを望んでいます。

### 契約書締結迄の経緯

平成18年10月頃より三井住友銀行天満橋（筆者註：大阪）（以下「住友」といいます。）内海法人部長より名誉挽回のため（当時住友は原告に大きな迷惑を掛けていました）原告が所有している旧大阪東映会館跡地を三井不動産か三菱地所に紹介させてほしいと何度も懇願されました。そのため、それ迄東急不動産（以下「東急」といいます。

す。)と完全対等の共同事業としてSPCを設立する計画であったものを変更して三菱地所に経営権の全てを一任し、経営権のない49%優先出資と土地50年リースを決定しました。その後平成19年5月に、三菱地所の指示で、御堂筋共同ビル開発有限責任中間法人が設立され、東銀リースが発起人となり、原告と三菱地所が49対51の割合で基金を拠出しました。同時に、同中間法人が10万円を特定出資し、同法人100%出資子会社の御堂筋共同ビル開発特定目的会社(以下「TMK」といいます。)が設立されました。被告TMKには、原告と三菱地所が49対51の割合で優先出資を行う事となっていました。

以下詳細を簡単に述べます。

1. 平成18年11月7日住友の内海部長は、同行本店三菱地所(以下「三菱」といいます。)担当者中口氏、大橋氏(?)並びに三菱地所都市開発部の速水氏、鍵野氏を原告本社に同伴して紹介しました。すでにそれ迄に何回も住友内海部長より事前に要請されていた原告所有旧大阪東映会館跡地について、当初は、共同開発事案を三菱と共に強く原告に懇願しました。同時に「定期借地権スキームについて」(甲48号証)を三菱は原告に手渡しました。

この提案書の形で、三菱は原告に対し以下の主要な約束をしました:

- 借地料支払の優先順位はSPCのエクイティ配当、ローン返済、管理業務費よりも高く設定。
- 三菱地所グループにより事業全体をサポート。
- 住友も出資する(口頭では検討すると言っていたと思います)。

2. 平成18年11月17日三菱は住友本店を経由して住友天満橋本田部長代理を使い、再び「東映会館跡地開発に係るご提案」(甲49号証)を原告に手渡しました。この時すでに三菱の約束は、「共同事業」ではなく「共同事業の精神」に変わっていました。主要な約束は

- 貴社（筆者註：原告）と当社（筆者註：三菱）との事業シェアは当社 51%以上とさせて頂きます。共同事業の精神で貴社のご意向も組みながら事業に取り組みます。
- 三菱地所が主となり SPC よりプロジェクトマネジメント業務及びアセットマネジメント業務を受託。

3. 平成 18 年 1 月 29 日三菱は再び住友内海法人部長を伴って原告本社に来社説明して、旧大阪東映会館跡地の事業を進めたく懇願しました。

追加の主要な約束は

- 三菱地所のクレジットを利用して、金融機関から低金利での資金調達が可能です。
- 三菱地所の経験、ノウハウを活用し SPC 組成その他スキーム構築をスムーズに行います。安心して事業に取り組んで頂けます。
- 借地料支払の優先順位は SPC のエクイティ配当、ローン返済、管理業務費負担よりも高順位に設定
- 三菱地所のブランド力を生かしたリーシングを行うことで、事業の長期安定化をはかります等、

それ迄の約束を一層強化する文面を渡しました（甲 10 号証）。

4. 平成 18 年 1 月 6 日再び三菱は「東映会館跡地開発に係るご提案」（甲 50 号証）と称する追加約束書を原告に提出しました（三菱の鍵野氏よりの FAX によります）。

主要点は

- 事業シェアは当社（筆者註：三菱） 51%以上とさせていただきます。パートナーシップを前提に共同事業の精神で貴社（筆者註：原告）のご意向も組みながら事業に取り組みます。
- 総事業費の 70%程度をノンリコースローンにて調達。ノンリ

コースローン導入による省資金事業とする為にＳＰＣを活用します。

- 三菱地所が主となり、ＳＰＣよりプロジェクトマネジメント業務及びアセットマネジメント業務を受託。

と明記して、TMKのすべての業務は事実上三菱が行うと断定しました。

5. 平成18年12月中頃、住友の内海部長から、三菱よりの伝言とし、三菱が今迄に提示して来た4回の提案書の条件を原告が承諾しないと本件は中止したいとの主旨の通知を受けました。原告は、東急があれ程熱心に契約書草案まで原告にFAX送付しながら急に熱意が薄くなっていることを直前に感じていたため、住友を通じた三菱の最後通知を数日後全て受諾しました。(原告は、三菱が東急を裏交渉で本件より手を引かせたと感じていました。)その後、最終条件の3事項(土地賃料、保証金額、設計監理会社)を翌年1月15日、25日に三菱本社で住友、三菱、原告出席の上、交渉・決定しました。原告が本件土地購入直後より協力してもらった日建設計画を設計監理会社に採用するよう懇願し、日建設計画単独が無理でもせめて三菱地所設計とのJVならとまで原告は譲歩しましたが参加することが出来ず、三菱に断られ、完全支配権者の力を見せつけられました。もし日建設計画がJVでも参加していたなら、被告TMKはこのような無残な結果になっていなかつたと今でも信じています。ただちに基本合意書(甲11号証)の作成に着手することで合意しました。

6. 平成19年2月より末頃迄、3~4回原告本社で三菱、住友、原告出席のもと基本合意書の草案作成準備に入りました。3月頃よりは三菱本社に協議の場所を変え、原告と三菱の交渉はEメールを主体として進みました。住友は同行の本店不動産ファイナンス営業部が三菱と交渉していたと推測します。前年の平成18年11月より同12月頃迄、原告と三菱より提出され約束された書面の事項を当然両社は合意しており、基本合意ではそれらに一切触れず変更も取り消しもされず、それらが基本合意書と一体で有効であることは各社暗黙の承諾をしていました。(もし変更や追

加があるなら書面で確認する必要がありますが、そのような確認は何もありませんでした。) 平成19年3月23日に原告と三菱は基本合意書に調印しました(契約書日付は平成19年4月2日)。

7. 平成19年4月末頃、三菱は、TMKを設立するには中間法人(現一般社団法人)を設立し、基金を供出することが義務に付されていると言ってきました。この中間法人はそれ迄何の話も出たことがなく、原告は全て三菱を信用して任せているため、三菱の指示通り、基金300万円の内、原告49%、三菱51%を拠出しました。(三菱は約束の51%を出さず、一時原告が全額立替えました。約2ヶ月後三菱は返金しました。) 又その中間法人もTMKも役員が必要とのことで、三菱は、東銀リースは三菱にとって融通の効く会社なので東銀リースを使いたい、他の三菱のSPC等は約70%は東銀リースにさせていると原告に説明しました。原告はすべて三菱に一任しており、この三菱案を全面的に従いました。破産後被告達が言っているように、もし原告が本件「共同事業」の「中核的・主体的な地位にある」「意思決定主体」の「共同事業者」であるなら、原告にも中間法人や被告TMKの役員にたとえ1人でも推薦を要請すべきです。処が三菱は、被告TMKを自社の連結子会社の如くコントロールして扱っており、原告が中間法人に参加すれば邪魔になるため、何の発言権もないTMKの地主と優先出資者・中間法人の基金提供者の範囲に原告を閉じ込めました。そして、自由になる役員は全て三菱が決定し、東銀リースを設立発起人とし、自社の思うままになる中間法人と被告TMKを設立しました。他にも、上述の通り、重要な設計監理も、原告の意向を聞いてJVででも原告の推薦していた日建設計も参加させるべきでした。これらだけを見ても、三菱は当初より原告を利用するだけで一切権限を与えていないし原告もそれを承諾しました。基本合意書第2条、1(3)では、被告TMKは原告と三菱より何ら影響力を受けず独立した法人と記述されていますが、真実は、被告TMKは全く独立法人ではなく、役員等東銀リースの関係者であり三菱の実質支配下にありました。原告も当初からそのよう

に認識し同意していました。三菱は関係当局を欺き資産の流動化に関する法律の下でのS P Cの特典を享受する為原告を利用した事は間違ひありません。これを証明する事実を紙面の都合もあり一部だけ明らかにします。

平成22年10月頃、被告TMKの同年1月31日決算期の監査済み決算書提出期日（4月30日）が半年近く経過しても提出されず、（東銀リースが三菱のために作成した粉飾仮決算書は5月にはありました）原告は、基本合意書第9条により被告TMKの帳簿閲覧を求めました。処が被告TMK（実質三菱）はこの基本合意書第9条に違反してまで原告の帳簿閲覧を拒否しました。もし原告が閲覧していれば三菱は大恥をかいたけれど被告TMKの破産は防ぐことが出来たと信じます。その理由は、粉飾仮決算の過小赤字計上を発見していれば、三菱に被告TMK再建案の早急な提出を求め、真剣な協議に応じるよう強く求めることが出来たからです。三菱は被告TMKを自社の連結子会社として扱い、部外者の原告による帳簿閲覧を拒否した事よりも上述基本合意書第2条1（3）は当局を欺く詭弁の文章であることがうかがえます。

8. 三菱は原告が完全に信用していることを悪用して基本合意書や定期借地権設定契約を三菱に有利に実質変更しようとしました。その上、住友と当時の大和証券SMBC（以下「大和」といいます。）に協力させ、平成19年4月27日付ノンリコースローン提案書を大和より三菱経由で原告に送付し（基本合意書は同行も参加して作成しており当然内容を知りながら、基本合意書に反するノンリコースローン提案書を送付しました）原告が断ったにもかかわらず、再度、同年7月6日、三菱は原告に送付してきました。当然原告は再度断りましたが、住友は三菱の依頼で、同年7月25日も再びそれ迄と同じような提案書を送ってきました。その翌日、同年7月26日には、大和が一転態度を翻し、基本合意書に沿った定期借地権設定契約書最終案を三菱、住友、原告ら関係者に送りコメントを求めた処、三菱、住友、原告はこの提案に即時合意しました。それにより、原告は、住友がそれ迄自行提出のノ

ノンリコースローン提案書が基本合意書に反する事を認めて撤回したものと判断しました。もし住友が撤回していないとするなら、大和が送付した、基本合意書に沿った定期借地権設定契約書最終案には住友は合意出来ないはずです。原告が被告 TMK との間でこの定期借地権設定契約を調印すればその後 1 ヶ月余りで 10 億円の保証金を被告 TMK は住友より借り入れて原告に支払う義務が発生するからです。もし住友が上述 7 月 26 日大和が送付した基本合意書に沿った定期借地権設定契約書に合意していなかったら、原告は定期借地権設定契約書に調印せず、損害も発生しませんでした。

9. 平成 19 年 8 月 3 日定期借地権設定契約書（7 月 31 日付）を三菱本社で調印しました。その調印 30 分程後に、それまで原告が何回も断っている基本合意書に反する住友のノンリコースローン条件を撤回しながら又同じような今度は関係者間契約書（甲 21 号証）、定期借地権に関する覚書（甲 22 号証）を草案と称し 30 分余り前に調印したばかりの定期借地権契約書や基本合意書を根底より覆す書面を、住友は大和より原告と三菱その他関係者全員に送らせました。基本合意書締結前に三菱と住友が共に来社して原告に手渡したり、FAX したり、また時には三菱の代理で住友が預って原告に持参したりして 原告に 4 度提出した提案書記載内容についての合意と基本合意書並びに定期借地権設定契約書に大きく違反していました。

10. 平成 19 年 8 月 8 日、原告は当然、E メールで、このスキームでは進められないと拒否しましたが、ローンに反対したわけではありません（甲 51 号証）。もし反対しても、三菱はそれ迄原告と調印した書類による三菱の特定資産管理処分受託者としてのローンを借入る義務とローンを決定する権利があります。原告にとって問題だったのは基本合意書や三菱の約束書及び定期借地権設定契約書に違反して原告に追加義務を負わせるローンの条件であって、資金借り入れには異存はありません。被告鹿島建設は、このローンを拒否したのが原因で被告 TMK は破産したと主張していますが、原告はローンを拒否していません。（上述 4 回の書面以外でも口頭では

何回もありました。) 同時に原告は、原告と三菱が住友と大和に騙されたと勘違いし、信義を守らない銀行を三菱に紹介し悪い事をしたと、当時は三菱に肩身の狭い思いをしていました。

11. 平成19年8月17日、原告と三菱は、東京一大阪一米国を結んで録音付コンファレンスコールで電話会議をしました。冒頭、原告代表の私は、三菱の速水氏に、住友が大変ご迷惑を掛けたと謝罪しました。いかに原告が三菱を信用していたか想像がつくと思います。三菱が住友より安い金利の原告からの63億円ローン申出を何の協議もせず屁理屈をつけて電話で簡単に断ったため、原告は、三菱は他より約束通り同社のクレジットで資金は調達していると勘違いし、一層三菱を信用しました。(今になって考えれば、ローンでも優先出資でも、被告TMKに原告より資金を入れば、被告TMKは行き詰らないことが原因で三菱は原告の申出を断ったと確信します。このため、被告TMKを支援するため、契約にある違約金利14.6%を徴収せず、原告は保証金20億円を建物完成まで被告TMKの支払いを住友より大幅に実質安い金利で1回目の支払い期日より約2年半も延期することを申入れました。三菱の速水氏は上司に相談しますがとして賛成しました。

#### 優先出資金約12億円の繰上げ出資について

原告は、平成19年末頃より、世界情勢が急速に悪化しつつあり平成20年頃よりは日本も一層悪化すると考え、優先出資者間契約書第1条2に従って残りの優先出資を取りやめて被告TMK優先出資権を三菱に譲渡するか迷っていました。翌年平成20年1月17日三菱に新年の挨拶を行った時、小野真路執行役員(当時)仲條彰規部長(当時)他1名らより夕食の招待を銀座8丁目「すし銀」で受けました。原告は代表の堀内他2名でした。席につくなり(小野執行役員は埼玉県庁よりの帰りとのことでした)小野執行役員(当時)は、全員の前で「三井住友の野郎はしょうがねえ奴だ、締め上げてやる」と突然声を荒げて叫びました。私(原告代表者)は小野執行役員とは前年の本件ビル地鎮祭以降(多分)会っておらず、当時は原告も住友に騙されたと

思っており、住友に三菱を紹介させて悪いこととしたと思っていました。その上、やはり、迷っていた線上げ優先出資を行って道徳的にも被告TMKの支援を考えました。この小野執行役員の住友を「締め上げてやる」発言がなかつたら、多分線上げ出資はキャンセルし、すでに払い込んでいた1回目の優先出資（約1.5億円）は、優先出資者間契約書に従って三菱に譲渡していたでしょう。

その後三菱は、三菱UFJ銀行よりローンの件で要請があったとして、原告とその親会社の役員のパスポート等資料を送れと要請して來たので、原告達は直ちに要請資料を送付しました。三菱はやはり当初の基本合意書とそれと一体の提案書で三菱が示した三菱のクレジットで資金調達の責任上、住友の背信行為のため自社で調達する気だと信じました。これと前後して、原告は三菱の速水氏に、それ迄迷っていた優先出資残高約1.2億円を原告の事情もあり全額を線上げ出資して被告TMKを援助しようと決心して電話で申入れました。

### 被告鹿島建設へ工事発注した経過

三菱はTMKの業務全てを受託しています。

1. 大手建設会社に限定するとのことでしたが、清水建設は指名に入れないと願いしました。三菱は簡単なことであり承諾しました。これ以外に（日建設計の関係もあり）鴻池組を25%参加させるよう依頼しました。これも簡単であり三菱は承諾しました。
2. 被告鹿島建設他大手何社かは私が三菱に行った時三菱で挨拶を受けました。
3. 見積書も、大手から提出される時に立ち会ってくれと三菱より依頼され立ち会つたように思いますが、内容は解りません。その後も三菱に行ったときに、三菱や三菱地所設計から突然詳細らしき説明があったと思いますが、何も解らず、この仕事は三菱の責任であるから、私はただ説明を聞いていました。工事費の見積りなどは、値が低いから安いとは限りません。発注権者と受注者に特殊な関係があれば、発注後VE（設計変更）と称して大幅な変更を行い結局一番安いはずの価格が実質は一番

高いことがあります。三菱からは、当時被告鹿島建設の見積りが一番安いから今の内に決定すれば将来資材の価格が変動しても工事代金は変動しないと私と確約して、被告鹿島建設に決定したいと報告がありました。原告は発注も含めて一切を三菱に任せているのだから三菱の選択に従いました。仮に反対しても、三菱の方針通り決定したでしょう。本件トラブル発生後、平成22年、上述当時見積書を提出した被告鹿島建設と大手の見積りを専門家に精査させた処、被告鹿島建設の見積り内容の明細は見積もりの手間を省いて乱雑であり、合計金額だけは一番安い価格でした。眞面目で誠実な見積もりはT社だけであると専門家は報告して来ました。

4. 工事発注に関しては、問題発覚後調査した処、SPC事業は業界の常識で、工事代は勿論その他必要資金は調達が事前に決定していかなければなりません。当初の三菱の提案で、資金は同社のクレジットで調達可能と約束しており、その前に住友とのノンリコースローンは口頭では決定していました。三菱が初めて住友と共に原告に会いに来た時に示した大崎のプロジェクトでも（甲47号証）、土地賃貸契約を締結する時にはすでに保証金も工事代金も三菱UFJ銀行からの融資が決定していました。またその工事発注半年程前には、三菱UFJよりローンをするのに原告の役員らのパスポート等を三菱UFJより要求されているとして、三菱は重要書面を原告より入手しました。しかしその後三菱UFJの件は何も三菱から話がなく、その上で被告鹿島建設に工事発注したのであり、当然三菱UFJのノンリコースローンが決定していると信じていました。もし資金の調達が決定していないなら、当然原告に通知して工事発注を中止すべきです。三菱は、リーマンショックで資金を調達出来なかつたと後になって言い訳していますが、調達しようと思えば三菱ならたとえリーマンショックであってもこの程度の資金は出来ます。現に、その当時前後、三菱は他にもSPC事業を多数行っており、リーマンショックが原因で倒産した事業は一社もありません。何故本件だけ倒産させたのでしょうか？他に目的があったと信じます。また、基本合意書第4条や定期借地権設定契約書第5条2で「借地借家法第

「11条は適用されない」と三菱と原告は合意しています。従って経済変動のリーマンショックを理由に被告TMKや三菱は、契約違反より逃れられることは出来ません。三菱は開発及び特定資産管理処分受託者並びにAM（アセットマネージャー）等当初より重要な業務は全て思い通りに行っておきながら、被告TMKが苦しくなつて来ると急に原告は共同事業者だと強調し始め、その後被告鹿島建設も同調しています。もし原告が共同事業者なら、何故三菱は以下の再三の原告よりの、三菱の権限者や関係者との面談要請に回答もせず基本合意書で決定している帳簿閲覧を拒否し無視したのでしょうか。これだけでも被告TMKを再建したくなく被告鹿島建設に商事留置権を主張させ、この土地を二束三文で取りたかったことが伺えます。

#### 預金差押さえについて

定期借地権設定契約書に従えば、契約違反の時は14.6%の違約金利を被告TMK（三菱）は支払う義務がありましたが、被告TMKを支援するため、原告の厚意で、この金利を被告TMKが住友より借り入れて支払う予定の金利より実質大幅に安くして、1回目の定期借地権設定契約書で約束されていた保証金20億円の支払いを、（1回目の支払時期より）約2年半も延期しました。その延期した保証金20億円の2回目の期日である平成22年1月29日が来ました。処が三菱の当時の法務室長は期限の来ない被告鹿島建設に対する支払いばかりに熱心で、具体性のない提案と称する不誠実で解決を引き延ばすことを主眼とするとと思われる行動を繰り返していました。原告への支払の2回目の期日にまた違反すれば預金の差し押さえだけでは收まらず定期借地権設定契約書の解約迄発展するリスクの可能性を無視して、被告鹿島建設への工事代金支払いを第一に考えている様子でした。このままでは、当時被告TMKにあった預金も全額被告鹿島建設に払って原告には一銭も払わない恐れがありました。原告は三菱の当時法務室長に何回も、このようなことを放置すると預金の差押さえが起こると忠告しても、文書や口頭では円満解決を主張するだけで具体的に誠実な行動を起こさず、三菱は、差押さえが出来るならやってみろ？と言うような傲慢な態度を

取り続けたため、正式な手続きを経て裁判所の命令を頂き、約9.5億円の資金を預りました。直ちに銀行に資金を定期預金してそのコピーを添えて三菱に通知しました。被告鹿島建設は、被告TMKが破産したのは原告の預金差押さえが原因と歪曲して答弁書や準備書面で虚偽の説明をしています。しかし真実は、原告による預金差押さえは被告TMKと三菱の契約違反の結果です。もし仮に原告が差押さえを実行せず被告TMKが資金を工事代として支払っていたとしても、被告鹿島建設の被告TMKへの債権が20%位は減少したかも知れませんが、差押さえをしなくとも三菱は義務を果たしていないことは結果より見て確実であり、三菱は被告TMKを破産させていたと確信します。基本的には差押さえは破産には何の影響もありません。

#### 定期借地権設定契約書解除通告の詳細

原告は、TMKの契約違反による銀行預金差押さえ後、三菱がそれ迄の態度を改め誠実に協議して来るだらうと期待しましたが、相変わらず次々と具体性のない提案や時には「嫌がらせ」のごとき行動を数々取りました。又、時には、原告に興味のある提案を少し匂わせ、原告がその話に乗ろうとすると会社で上司に拒否されたとして三菱は進めませんでした。その上、過半の差押さえ後の保証金の不足金は勿論、月々の土地賃料も一切原告に支払わず、払うような素振りはしますが具体的な誠実な協議も行わず、原告が三菱よりの賃料支払ストップ・保証金支払いストップの兵糧攻めにあって疲れて音を上げるのを待つような態度でした。その為、最後の手段として、定期借地権設定契約書の違約解除条件を適用せざるを得ないことを被告TMKに通知しましたが、この時も三菱は「やれるものならやってみろ」と言うような失礼な態度を取り続けました。止むを得ず原告は、平成22年6月9日被告TMK（三菱）と関係者に定期借地権設定契約書解除の通告を行いました。同時に契約によって建物収去と工事中止を求めましたが、三菱らよりは原告の通告に誠実な回答は一切なく、同月末には改善工事は完了したとして一方的に通告して来ました。しかし真実は、完了していないようですが、原告はこの建物の収去を求めており、仮に違法性があったとして

も今の処関係ないように思います。その後三菱は、この解除した土地を柵囲いして原告が自社所有地に入れないようにし（被告鹿島建設は三菱の承認を得て囲いをしたとしている）、被告鹿島建設は自ら被告TMKが工事代金を払えない状況を発生させながら工事代金を払わないと称して商事留置権を主張し、現在も原告所有地の不法占拠を続けています。

### 破産の原因の一つ

被告鹿島建設は、すでに平成21年12月24日に検査会社による正式完了検査を済ませ、本件ビルは完成したと主張しています。それなら、工事請負契約書通り平成22年1月15日に被告鹿島建設は被告TMKにビルを引渡す先履行義務がありました。工事請負契約書では、将来支払日に工事代金が支払えない恐れがあれば引渡さなくてもよいとの条件はありません。だが、被告鹿島建設は、三菱の指示と思われますが被告TMKに資金調達の見通しがつく迄引渡さないと引渡を拒否して、先履行義務に違反しました。もし事請負契約書通りに、被告鹿島建設が完成したとする本件ビルを被告TMKに引渡していれば、三菱は特定資産管理処分受託者として被告TMKに指示して引取りを受けていれば、当時は被告TMKに充分登記料金も取得後の支払金も充分あり、工事代金も原告への保証金やその後の賃料も全額支払うことが出来たと確信しています。

その理由は、2ヶ月程前の平成21年11月26日、三菱の伊藤裕慶代表取締役専務執行役員（当時）は原告にEメールを送り、翌年1月15日に被告TMKを（ビルも含めて）原告が買わなければ三菱が同平成22年1月15日全額現金で買取るとの約束をしました。だがKOパネル手抜き工事事件を理由にして？三菱は買取らなかった事情が発生したようです。三菱は開発の責任も負っており、設計監理は子会社の三菱地所設計が単独で行っており、たとえKOパネルに問題があつても約束通り買取る責任がありました。三菱や被告鹿島建設が工事請負契約書を守り、又三菱が原告との基本合意書や同合意書と一体の書類や定期借地権設定契約書を誠実に履行していれば被告

TMKは破産しませんでした。

平成22年1月15日に引渡を受けていれば、もし三菱が義務を果たさず買取らなくとも、被告TMKはその後破産手続開始申立て迄約1年半も時間はあり、上述のごとく他に売却するか、誠実に原告と協議すれば解決したと信じます。しかし三菱は粉飾決算を作成したり、帳簿閲覧を拒否したり、突然意味不明の調停を申し立てたりして、誠実に解決しようとはしませんでした。他に目的があったとしか思えません。

#### 三菱による不当な破産手続開始とその前の調停申立て

三菱は、平成23年1月31日付で大阪地方裁判所第10民事部に、突然、法律関係調整調停申立事件と称する意味不明の申立てを提出しました。その直前にもいつもの如く、円満解決として次々と提案と称する交渉がありました。その通知を受けた時、原告は又か？と直感で思いました。理由は、前年の平成22年2～3月頃、三菱の法務室長（当時）は原告に損害金を支払うのには裁判所の調停を利用した方が三菱は資金を出しやすい、調停に行くまでに原告と三菱で調停での和解条件を決定しておき、その条件を調停に持つて行くと言う、原告には理解しにくい要請をしていました。しかし、調停に付す前に条件を原告と決定するなら、三菱のやりやすいようにやれば良いと考えて賛成しました。処が、すぐ後に、三菱は、大阪地方裁判所の調停が混んでいるから早い目に順番取りのため調停を申込んでおく必要があるとして、原告の日取りを決定するよう通知してきました。原告は、裁判所に調停に行く前に条件を決定してから調停を申込むとの約束なので三菱自らに和解条件の交渉を要求しました。しかし、もともとそのような事前に決定してからと言う誠実心は三菱の虚偽であり、その後交渉はなく、立ち消えとなっていました。上述三菱の申立てはこの延長線上の調停かと一瞬思いましたが、申立ての文面を見て驚きました。

弁護士を数名並べてしかも事実に全く反する詭弁・虚偽を並べたて、原告が諸悪の根源のように主張していました（甲43号証）。

三菱の申立ての重要な部分として、原告が追加優先出資を行わず契約違反をしていると

かその他真実を曲げた作文を列挙して原告を悪人にしてる文面でした。原告は、弁護士を雇わずこの大きな点について求釈明（甲44号証）を提出し、三菱の回答がきました（甲45号証）。原告は真実に基づく強力な答弁書で三菱の虚偽の記載に反論しました（甲46号証）。三菱にとっては、この調停申立ての虚偽が暴かれただけでした。原告は契約違反も無く、不正・不当な行為も何もなく、契約に従い誠実に義務を履行していることを改めて確認しました。調停の裁判官は、時間が経つにつれ、三菱の長期に及ぶ当初よりの不当・不法行為を原告の説明で少しほと理解されたようで、調停案を申立人（三菱）・相手方（原告と被告鹿島建設）に出すとの話がありました。処が、調停委員会が調停案を三菱に示したが拒否されたので、相手方（原告）には出さないと通告されました。その時の原告の印象では、調停案では三菱が原告に謝罪することを条件とされたように感じました。何故なら、調停の裁判官は、長い調停中に、三菱が計画的に行った犯罪的な行為を多少は理解されたように感じられたからです。当初調停裁判官は、天下の三菱がこのような原告の言う悪事を行うはずがないとの印象でしたが、原告が説明する内に終盤には大分ご理解を得られたと感じていたからです。三菱が原告に形式だけでも謝罪していれば、建設的な和解を出来たと私は今でも思っています。

この調停の、原告にとっては実質的には1回目の期日指定が、平成23年4月27日であり、私が出頭しました。一方的な三菱の犯罪的な行為と言っても過言ではない長期に及ぶ行為を謝罪しなければ調停に応じられないと裁判官に申上げました。処が、これは驚くべき陰謀を秘めた三菱の調停申立であることが後で判明しました。それは、原告にとって1回目の調停期日（4月27日）より1週間も早く、平成23年4月20日三菱は被告TMKに破産手続開始の申立てを東京地方裁判所に提出させていました。従って、この調停は、前述平成22年春頃の調停打診と同じく、裁判所を悪用して利得を得ようとする三菱の陰謀であると確信し、原告は益々感情を害しました。処が三菱は、調停を出しながら被告TMKに破産申立てを行わせその後約1年以上も破

産と調停で裁判所を使って原告を押さえ付けようと画策し失敗しました。

### 被告TMK破産手続開始申立てについて

上述のように三菱は調停を申立てながら、第1回の原告の期日の平成23年4月27日の1週間前にすでに被告TMKに破産申し立てを提出させていました。このことを初めて原告が知ったのは、4月27日午前の1回目の調停が終了した同日の午後でした。調停と破産を悪用し原告を屈服させようとする三菱の悪意を感じたため、益々原告は三菱に不信の念を抱きました。

三菱は自社の広報部を使って、被告TMKの破産は三菱の関知しない処で被告TMKが勝手に申し立てたとの主旨の発表をして、三菱は知らなかつたとしらばくれました。しかしそのような事実はありません。

1. 三菱は、開発及び特定資産管理処分受託者及びAM（アセットまねーじゃー）の立場で、被告TMKに、多額の費用を払って事務代行業務を東銀リースに発注させ、東銀リースは被告TMKに役員として社員の見上正美・野中克紀を書類上は派遣していることになっています。被告TMKは見上・野中の派遣料は事務代行費用の中で東銀リースに支払っています。被告TMKは、見上・野中の役員報酬を一銭も払っていません。
2. 被告TMKの見上は、開発及び特定資産管理処分受託者（三菱）からの指示や優先出資者間の合意に基づく指示に従うとのEメールを原告やその代理人に送付しています。
3. 三菱は優先出資者として破産には反対である（甲26号証）、当時原告の代理であるチェン社も破産には反対であると被告TMK見上にEメールで通知しており、優先出資者は全員反対の合意があります。見上の上記（2）の説明が事実であれば、もし東銀リース派遣の見上と野中が勝手に2人で破産を強行したとなれば、両名を派遣した東銀リース並びに事務代行者としての東銀リースは重大な責任が発生します。しかも東銀リースは三菱より依頼された被告TMKの設立発起人で

もあります。

4. 三菱は被告TMKの特定資産管理処分受託者並びにAM（アッセとマネージャー）として重大な責任と損害賠償義務が被告TMKの債権者に発生します。
5. 三菱の言うように、もし被告TMKを東銀リースやその派遣役員が勝手に破産させたのであれば、三菱は優先出資者の原告（当時はチェン社）や地主に慌てて説明する必要がありますが、破産後も原告が三菱に説明を要求しても、三菱は何も基本的な回答をしません。
6. 東銀リースが被告TMKに役員として書面上派遣しているその社員は、三菱や東銀リースの幹部よりの指示なくして絶対に破産と言うような重大事を単独で行えません。
7. もし三菱の言うように三菱が破産に反対していたのなら、重大な指示を無視した東銀リースに対し、上述損害賠償は勿論その時点より一切東銀リースのS P C等の他の業務は停止すべきです。しかし、停止どころか破産申立直後より原告が発見しただけでも、三菱は東銀リースへ破産申立の褒美？として新たに他の本件と関係のないS P C事務代行業務を多数行わせ莫大な利益を東銀リースに与え続け、原告ら他の債権者に損害を与え続けています。被告TMKの破産は知らなかつたと原告を愚弄するようなことは不法行為です。その他まだまだ、三菱が知らなかつたと言う説明を否定する行為は多数あるようです。三菱は開発及び特定資産管理処分受託者の権利を不法行使して、破産の計画を詳細に手順等迄決定して東銀リース（被告TMK）に指示したことは絶対に間違いないと信じます。金融界・建設業界・不動産業界等のS P Cに知識のある方々は皆同意見のようです。

#### 無償譲渡について

前述の如く、平成23年4月27日第2回調停（原告にとっては初回の調停）の同日夕方、被告TMKが破産手続開始決定の通知を非礼にもFAXで受信しました。この手続の申立ては4月20日に提出されていましたが、原告は全くその事実を知らなかつ

たし、三菱も調停に出席していたにもかかわらず、破産のことは全く原告に知らされませんでした。しかも次回の調停期日は8月4日と三菱は合意していました。処がその後間もなく、三菱の要請で調停期日を1ヶ月繰上げるとの通知を裁判所から受けました。多分三菱は破産手続き開始申し立ての効果を私（原告代表者）の顔をみて一目も早く確かめたかったようです。その後7月末頃、出所不明の東京地方裁判所の封筒を使った明治三百代言からと称する脅迫状が私(原告代表)宛に送付されました（甲53号証）。

破産手続きで管財人に任命された三原崇功弁護士は、被告TMKの見上正美取締役同様、三菱の利益になることなら行うが、三菱の利益につながらず却って不利になることは原告が幾ら要求しても応じようとせず、就任当初から原告に不信感を抱かせる言動が多々ありました。一つの例として、三原破産管財人は、原告と三菱の通信文を原告本社に見に行きたいが、私（原告代表者）が忙しいのなら立ち会ってもらわなくとも良いと原告に連絡がありました。多分三菱の指示で、どのような証拠資料が原告にあるか偵察に来たかったのだと信じます。平成23年8月4日と決まっていた原告にとっては第2回目の調停期日が突然三菱の要請で1ヶ月も繰り上げられ、平成23年7月5日開催の、原告にとっては第2回調停には、第1回債権者会議もまだなのに、三原破産管財人が関係者として三菱の要請で調停に出席していました。その間原告は管財人とはEメール等でやりとりがありました。しかし、三原破産管財人は相変わらず原告の要求や質問には応じない（例えば、破産前の決算書を提出しない、破産手続き開始申し立ての費用はどこから来たのか等）一方で、本件ビルを売却することを私に話し、何度も私に土地を売ってくれと要求していました（平成23年8月4日の東京地方裁判所民事第20部H係での第1回債権者集会でも私に頼んでいました）が、その都度、土地は絶対に売らないと私は断言していました。

処が、平成23年9月15日に、「ご連絡」と題する平成23年9月13日付三原破産管財人よりの書面が原告の事務所に郵送されてきました（甲52号証）。同書面は、あ

れほど私が拒否したにも関わらず、三原破産管財人が、原告所有地を不法占拠の建物と共に入れを行い、最高入札価格が総額約43億9400万円であったとの通知でした。買い手が誰に決定したのか聞いても言えない、支払条件は言えない、でした。以前より三菱は被告鹿島建設と新TMKを設立することを画策しており、多分その準備だと思います。原告の承諾が必要との条件付きとは言え、あれだけ明確に断わっているにもかかわらず、また、何の権利もないにもかかわらず、三原破産管財人は原告の土地を無断で入札してしまいました。しかも、当時被告鹿島建設の届け出債権額が41億9326万3023円であり、単純計算すれば、被告鹿島建設の未払い工事代金と三原破産管財人への報酬等を差引けば、原告への土地代の支払い額は多分数千万円以下であったと考えられます。つまり、二束三文で原告の土地を（御堂筋の一等地を坪10万円以下で）取ってしまおうという考えです。

時をほぼ同じくして、調停でも、三菱は原告の土地と被告TMKの建物を一括買取り、その買取り金額を原告・三原破産管財人・被告鹿島建設で分配する案を提示するような意思があるとのことでしたが、三原破産管財人と三菱との連携を感じ、原告に土地を売る意思は全くないことを再度伝え、これ迄再三要求している三菱の謝罪も再度要求しました。三菱が責任を果たせなかったことを心から謝罪していれば状況は変わっていたと確信します。

当時私は全く代理人（弁護士）を伴わず、破産債権者集会（たまに原告監査役同伴）・三原破産管財人・調停をすべて私一人で対処していました。上記のようなことがあって、破産裁判所も調停も皆から原告所有の土地を売却するようにとプレッシャーを私に掛けられていることは明白でした。しかし原告にはこのような三菱の強圧的な態度では土地を売る意思は全くありませんし、しかも、三原破産管財人が行った入札価格からも調停での三菱の提案からも、原告の土地を二束三文で三菱が取っててしまおうとの意図が一層明らかになりました。

原告が定期借地権設定契約を解除してから当時すでに1年半近くが経つのに相変わら

ず原告所有地に巨大ビルが不法占拠を続け、被告鹿島建設が柵をして鍵まで掛けて自社所有地に一歩も入れず、しかもその間保証金の大半はおろか賃料も一切入らず、高額の土地の固定資産税は全額原告の負担で支払い続け、その上、全く何の権利もない他人に、原告の明確な再三再四の拒否にもかかわらず自社の所有地を勝手に入札され、このままビルは不法占拠を続け、その内に土地まで取られてしまうのかと、私は全く途方に暮れてしまいました。当時私は脅迫電話や、三菱又はその支援者からの指示と信じる東京地方裁判所の封筒を使った明治三百代言と称する者からの脅迫状等も受取っており（甲53号証）、日々不安と心配を募らせていました。

その頃、何気なく定期借地権設定契約書を見ていて、偶然、本契約解除後に借地人が建物を撤去して土地を明け渡すことが出来なければビルを無償で原告への譲渡を要求出来る条項（第15条3項）を見つけました。そこで、何とか現状を開拓するつもりで、平成23年11月22日に、三原破産管財人宛に同条項に基づいて本件ビルの無償譲渡を要求する書面を送付しました。要求した当時、被告鹿島建設が留置権を主張していることは漠然と知っていましたが、過去60年間近くの私の経験で、自社の所有する不動産に留置権など一度も設定されたことがなく、留置権という言葉は知っていましたが、それがどのような意味を持つのか、如何なる影響を及ぼすのかなど全く知識はありませんでした。留置権の無経験者の素人考えでは、当該留置権はビルのみが対象で、そもそも被告鹿島建設に工事を発注したのは被告TMKであり、またビルそのものが定期借地権設定契約書を解除されて不法占拠であるから、不法占拠ビルに留置権を主張しても何も効力はない信じていました。更に、「無償譲渡」であり、原告は損害賠償も請求出来るのだから、ビルが原告に譲渡されても当然原告には一切何ら負担は発生しないと信じていました。

下記に詳述しますが、第15条3項の趣旨は、将来本件ビルの所有者が被告TMKから全くの第三者に移り、テナントも入りビルが稼働している中で、悪意の（原告土地の）借主によるトラブルが発生した時に地主の原告を守ることが目的で付加された項目で

す。故に、あくまで地主を守る条項であると信じ、「無償にて」原告に「譲渡するよう請求することができる」との条項に従い請求しました。

が、平成23年12月5日付で早速三原破産管財人から、無償譲渡請求に応じることは出来ないと拒否の書面（甲27号証）を受取りました。原告の要求は明確に拒否されたと理解しました。当然三原破産管財人は、原告に拒否の書面を送る前に、大口債権者の被告鹿島建設や三菱に相談して、原告の請求を拒否すると言う承諾を得ているに違いないと確信しています。

原告は三原破産管財人からの無償譲渡拒否の書面に返信も反論もせず、無償譲渡請求を撤回しました。その後、三原破産管財人との間で無償譲渡請求に関するやり取りは一切ありませんし、無償譲渡を再度請求したこと也没有。

平成24年3月9日付で受取った三原破産管財人の「照会書」と称する書面では、「破産者（筆者註：被告TMK）が所有する御堂筋フロントタワー」を破産財団から放棄することについて債権者の意見を求めてきましたが、原告は三原管財人が送付した所定の回答書の「裁判所の進行に委ねる」箇所を丸で囲み返信しました。三原破産管財人の「照会書」を見ても、管財人はビルを無償譲渡しておらず原告は撤回したと考えています。

話は少し前後しますが、調停で裁判官より原告からも提案をするよう促されて、平成24年1月16日の期日に、三菱に対して、①定期借地権設定契約書に基づく本件建物の無償譲渡②三菱による損害賠償③被告鹿島建設については三菱が対処する等の解決への一括条件を提示しましたが、三菱は原告の条件を拒否しました。調停においても一貫して、原告は土地を売れ売れと皆から言われましたが、誰ひとり原告から三原破産管財人への無償譲渡請求を話題にしたり前提とした人はなく、本件ビルの所有者は被告TMKであるというのが常に全員の変わらぬ認識でした。

平成24年5月29日には、三菱が申し立てた民事調停が不調で終結しました。

その後平成24年6月27日に、原告は建物收去土地明渡等を請求する本訴を被告鹿

島建設と被告TMKに提起しました。

平成24年7月17日に、同月13日付で破産財団は建物所有権を放棄して破産を異時廃止したとの通知を三原破産管財人から受領しました。三原破産管財人は平成24年7月27日付で本訴の答弁書を提出し、「平成24年7月13日に開催された債権者集会において、本件訴訟で収去対象とされている建物を破産裁判所の許可を受けて破産財団から放棄した。」と記述しています。

よって、原告の無償譲渡請求は三原破産管財人により拒否されてその後無効であり、本件ビルは被告TMKの所有であることは、素人の私のみならず、破産裁判所と調停に関わった裁判官始め多数の法律の専門家達の共通の理解と認識であったと強く信じます。

尚付言しますと、被告鹿島建設は、被告準備書面5（平成25年10月18日）の中で、上述定期借地権設定契約書第15条3項の作成された経緯や精神を縷々説明しています。处が、被告鹿島建設はこの契約書作成協議には一切参加していないし、当時は誰が建設工事を請け負うかさえ正式決定していませんでした。まったくの部外者である被告鹿島建設が説明や反論を行うことは、三菱から聞いて三菱が真実を歪曲した説明になお色付けして、原告を裁判所に悪く見せるためであるとしか考えられません。原告と三菱との間でこの第15条3項が出来た理由は、悪意の賃借人により定期借地権設定契約書が解除された際に原告の利益を守る規定を原告が望んだからです。原告は当初、定期借地権設定契約書解除による損害金は、同契約書の残存期間の全てに相当する賃料を主張していました。三菱は6ヶ月に相当する賃料という非常識な案を提示していました。原告は貸出しする土地を50年間という長期間、しかも地上に大ビルを建てられ拘束されるのに、土地の賃借人はわずか6ヶ月という短期間の損害金を払っていつでも撤退出来ることになります。このような原告に非常に不利な立場を改善する案として、三菱地所の当時本件担当者であった速水氏は上司と相談の結果、原告の利益を守るためにとして案を出し、結局原告と三菱との協議の上、賃借人は1年間

の損害金となり、その他別途損害金を払うとなりました。

(甲37、38、39、40、41号証)

處で、仮に被告鹿島建設の本件ビルに対する商事留置権を完全に抹消して無瑕疵のビルとなって原告が引取っても、原告は毎年赤字となります。このビルは評判が悪く、原告の力でテナントを集めるには破格の安い家賃にする必要があります。専門家の意見を聞くと、付近相場の7掛け以下でないと集められないとのことで、私も専門家ではありませんが、その意見は当たらずとも遠からずであると思います。その上、入居保証金も限りなくゼロに近くする必要があります。仮に入居しても、テナント入居率は70%位であろうと推測出来ます。ビル運営コストは、共益費、もし完全無瑕疵であっても、長期間放置されており改修費用、テナント募集費（被告鹿島建設や三菱はこの営業行為を妨害する可能性があり一層高い費用となる）、ビルの未払い固定資産税（平成23年より未確認）、取得税、新規に無償で引き取った時の新取得税と登記料、税金の遅滞金利、平成23年被告TMKが取得した時の取得税の未払い等があり、仮にビルを無償で無瑕疵で原告に譲渡されても、全然採算は合いません。

明確に定期借地権設定契約書違反であるのだから、当初の契約に基づきビルを撤去して頂きこの土地に高級リースマンションを建てるか、仮に更地として売却した時でも、最近土地代も上がっており、もし売却して、売却代金を仮にリートにでも投資すれば、収入が期待出来ます。もし無償で本件ビルを取得した時は商事留置権等の瑕疵がなくとも原告に毎年大損害が継続的に発生するため契約通りの撤去を求めます。被告鹿島建設は、ビルを撤去したら微々たる社会損失を強調し悪人に利益を与えるようなことを強調しています。契約違反で大損害を被る原告は法的に擁護されるべきです。

三菱には原告を見習って定期借地権設定契約を誠実に履行されることを望みます。平成21年春頃、原告は札幌の親しい人物より、三菱が所有する北海道ビルの部屋を借りるため三菱の紹介依頼を受けました。その時はそれ程三菱（被告TMK）ともめるとは思わず三菱を紹介した処、三菱札幌は本社に相談したらしく、原告が借りてその人

物に貸すことは認めるとのことでした。原告は、三菱から部屋を借りて2～3ヶ月で日増しに三菱と険悪な状況になっていったため、三菱（被告TMK）トラブルが原因でこのリースを解約したいと申入れた処、三菱札幌は、契約を誠実に守ってくれとの本社よりの指示として要求し、止むを得ず原告は契約期間の全期間の賃料を支払って返還がありました。部屋を使用したのは、契約日数の25%位にもかかわらず契約期間の100%を払いました。日本のトップクラスの三菱が、取る側に立つと契約を忠実に守りますが、逆の立場になると契約義務を履行していません。その上、原告を腕力でたたきつぶそうと協力者と共に卑劣な手段を次々取っています。

### 三菱は協議の申入れを拒否した

三菱は原告から謝罪要求されるまでもなく、開発及び特定資産管理処分受託者及びAM（アセットマネージャー）の権利・義務を果たせなくなり原告に迷惑をかける見通しが確実になった平成21年2月27日の会議で、自ら原告に謝罪し原告に義務のない協力を要請していたら状況は変わっていたと思います。この会議とその3～4日後に小野真路執行役員（当時）より送られた書面では、謝罪どころか原告に当然責任があるかのごとく、被告TMKが行説るからとして、原告による追加出資や、被告TMKの払うべき土地の固定資産税と土地賃料を半額にする等、当然のごとく、原告に不当な要求をしました。処が三菱は当初に決定していた設計監理や開発及び特定資産管理処分受託者のフィー、リーシングフィー、AMフィー等三菱の受取るフィーはすべて当初の契約通りと言う、原告を食いものにするする命令調の傲慢な態度で、その後の会議やEメール通信でも変わりませんでした。被告TMK再建協議面談の原告よりの申入れも三菱は誠実に進めようとしませんでした。平成21年11月10日、一度だけ伊藤裕慶代表取締役（当時）が原告本社での会議に出席してそれ迄の小野真路執行役員による追加出資や賃料の値下げ等の不当な要求は撤回し、原告に追加出資の義務はない断言しました。専務のこの言葉で一旦円満解決の方向に進みかけたと思いました。処が、平成22年1月、伊藤裕慶代表取締役（当時）は、今後は窓口係の駒田

法務室長（当時）と連絡してくれと原告に通知し、原告との直接交渉から退きました。窓口係でも誠実に被告TMKの再建策が進むのであればと思いこの法務室長と再三再四協議しましたが、上述のごとく原告を罠に陥れようとする不誠実な行為ばかりで、同室長の交代を三菱に申入れましたが、回答はなく、原告の申入れを無視し、法務室長は原告にストーカーごとき行為を繰り返し、次々と原告を陥れ提案と称するトリックを続けました。その後も、何度も、社長や担当代表者にEメール時には内容証明郵便で直接再建のため面談を申入れました（文書だけでも約10回余）が、三菱からは何の回答もありませんでした。最終回答は、東銀リースが勝手に破産を申し立てたとのマスコミを使った回答でした。その後も三菱や被告TMK見上は大阪の調停や東京の破産で私と遭遇しても目を合わさず、原告に被告TMK見上と共に大損害と大迷惑をかけている原告を無視し続ける異常な行動を取っていました。債権者集会でも、原告が破産前の決算書を要求しても、破産管財人は必要ないと言うような主張を繰り返すだけでした。債権者集会では、三原破産管財人は、ただ一つ不法建築のビルの価値を上げるため原告の土地を二束三文で取り上げることのみ熱心でした。

### 原告のホームページについて

三菱（被告TMK）の破産が平成23年5月初め官報掲載されたようで、一斉にマスコミが報道しました。三菱は、マスコミの照会に、「破産は被告TMKの独自の判断で行われ三菱は関知していなかったと」の主旨の発表を行ったようです。その為世間では、原告が被告TMKに契約違反をして三菱の手に負えなくなり破産で処理しようと決断したと誤解したようです。眞実は世間の誤解と全く逆であり、原告はこの眞実を伝えようと新聞広告等を考えましたが、どこの広告代理店も、三菱に遠慮して扱ってくれず、大恥をさらすことになりましたが悲壮な思いでホームページを開設し眞実を訴えかけました。处が今度は、原告の一方的な説明だけでは一般には信用されず、三菱のような大企業の社会的信用力に改めて驚きました。止むを得ず、三菱と原告との通信文の一部や契約書を発表し、その後徐々に社会に眞実が浸透しつつあります。大

企業の計画的破廉恥行為はようやく真実が世間に多少伝わり注目されているようです。もしホームページで世間に真実を発表していなければ、明治三百代言の脅迫状（甲53号証）の通り、原告代表の私は首を刎ねられて海に沈められていただろうと信じます。この脅迫文を当時大阪東警察刑事課に届けた処、脅迫状でないと門前払いを受けました。止むを得ず、将来の記録の為、当時の東警察署長にこの脅迫状の写しを内容証明郵便で送付しましたが、東警察署からは何も連絡はありませんでした。平成25年12月20日午後4時半ごろ、本書草案中原告入居ビルで同じビルに入居している会計士に手洗いで会った処、「餃子の王将社長のようにドスンと三菱にやられるぜ、注意しいや」と厚意か明治三百代言の協力者が判断に苦しむ言動がありました。この会計士は、三菱の親密な重要取引先の出身です。日頃より原告に批判的と感じられる方です。今後もこのような脅迫的な言動が続くようなら検察庁への告訴を検討致します。どうか裁判所はこの奇怪な、大企業が犯したホワイトカラーの組織的犯罪行為と原告が信ずる事件を正確に把握して頂き正しい判決を下して頂きたく切望致します。

以上粗雑な文面で恐縮ですが、真実を陳述致しました。大部分は証拠に基づいておりますが、一部は確信する記憶によります。私の年齢の関係もあり、軽微な勘違いはあるかも知れませんが、大勢には影響ないと信じます。

以上